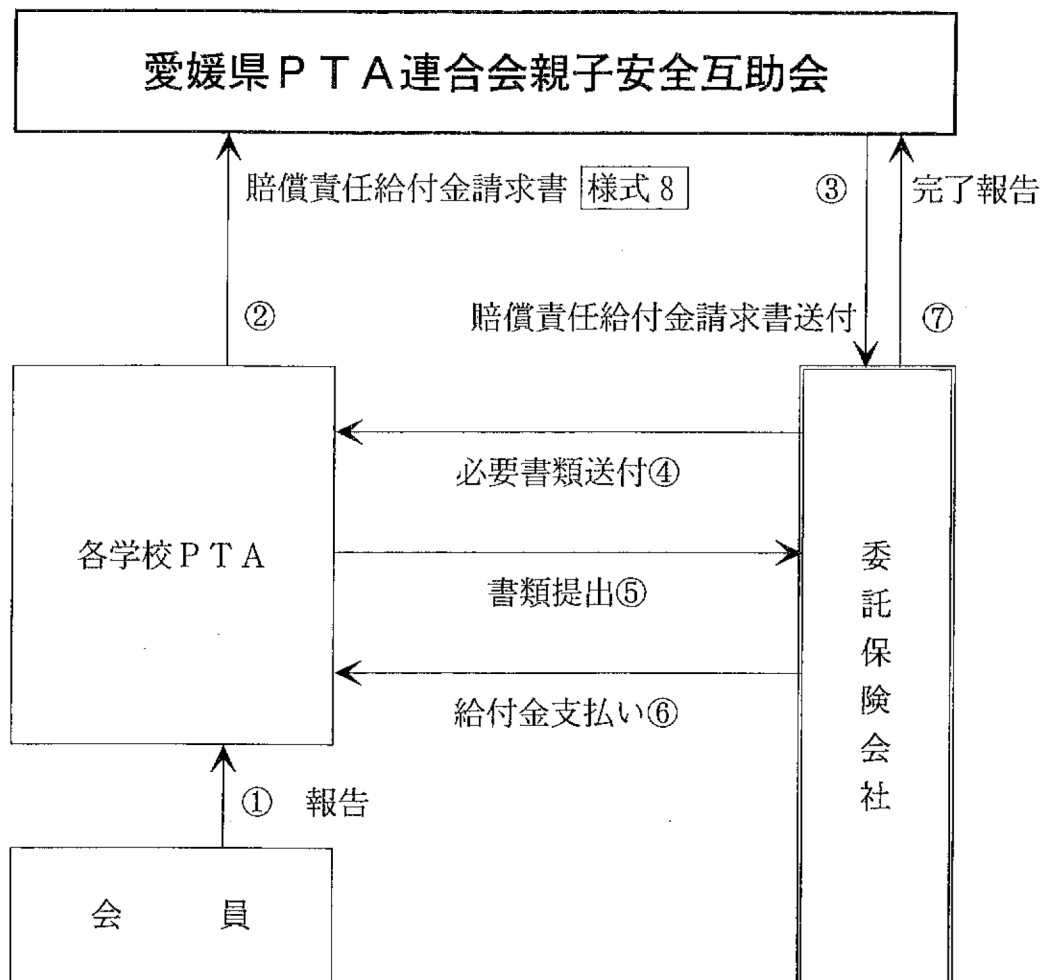


(2) 賠償責任給付金請求

(例) P T A活動参加中に、P T Aが第三者に対する損害を与え賠償が必要な場合等



P T A活動中に賠償事故が発生したら

- ① 直ちに各学校P T A会長に連絡し、親子安全互助会への手続きについて相談してください。
- ② 30日以内に、「賠償責任給付金請求書」様式8と、災害発生時の行事計画書又は案内状(学校名・P T A会長名等を記載)を、提出してください。
- ③ 親子安全互助会は、書類を委託保険会社に送付します。
- ④ 委託保険会社が、各学校P T Aへ必要書類を送付します。
- ⑤ 各学校P T Aは保険会社へ必要書類を送付してください。
- ⑥ 給付金は、委託保険会社から送金します。
- ⑦ 委託保険会社から、親子安全互助会に完了報告書を送付します。